

補充立候補制度について

1 補充立候補制度の趣旨

- 補充立候補の制度が設けられている趣旨は、通常の立候補届出期間内の立候補者数が選挙すべき数をこえている場合には、当該選挙が有競争の状態にあるが故に、自ら立候補すること又は他人を推薦届出することを遠慮し、ちゅうちょし、断念した者があるであろうことを予想し、立候補届出期間経過後候補者中死亡し又は辞退する者を生じた場合に、さきに届出を断念していた者等に対し新たに補充的に立候補届出又は推薦届出をする機会を与えることにより完全な競争を行わせることとし又は無投票当選の機会を少くしようとするにあると考えられる。

(「公職選挙法逐条解説(26)」選挙時報昭和32年11月号から抜粋)

- 補充立候補が認められている理由は、一口にいえば競争状態を再現しようとするためである。すなわち「特定の候補者が死亡等した場合に、選挙人は残余の候補者に投票しようとする意思がなくむしろ新たな候補者に投票したいと考えることもあり、また、当然選挙を予想されている場合に特に候補者の死亡等の如き偶然的事実によって突然無投票となつたため思わざる者が当選人となる可能性があるので、こういうことは適当とはいはず、むしろこのような場合は、一般届出期間の例外を認めて補充立候補を認めることが適当である」と考えるからである。

(「選挙制度の変遷(十七)」選挙時報昭和63年1月号から抜粋)

2 補充立候補できる期間の定め

- 補充立候補できる期間の定めは、補充立候補の事由発生の場合を最大限の期間にわたって認めてゆこうとする趣旨と補充立候補者を加えての選挙の執行の適正を確保しようとする技術的要請と双方の見地から選挙の期日前十日・三日・二日と定められている

(「公職選挙法逐条解説(26)」選挙時報昭和32年11月号から抜粋)

3 長の選挙に選挙期日の延期の制度が採用されている理由

- この制度の設けられた趣旨は、地方公共団体の長という独任性の機関の選出方法としては無投票当選という事態はこれを極力避けるべきであるという考え方から、候補者の死亡又は辞退等により候補者が一人となったよう場合でなお他の候補者の立候補又は補充立候補(第四項)の機会が与えられている場合を除き、およそ他の者の立候補又は補充立候補第四項のとざされた後において候補者の死亡又は辞退等によって候補者が一人になった場合に、そのまま無投票当選とすることなく、一回限り選挙期日を延期することとし、新たに補充立候補を認めることとしたところにあると考えられる。

(「公職選挙法逐条解説(26)」選挙時報昭和32年11月号から抜粋)

4 記号式投票の場合の補充立候補制度

- 記号式投票を採用した場合補充立候補をどうするかということがこの制度を法制化するに当たっての大きな問題の一であった。すなわち、補充立候補の制度はその趣旨を考えるとこれを廃止することはできないので、補充立候補届出期間に届け出た者について最初の立候補届出期間に届け出た者との間の公平を失しない取扱いをするためにはいかにすることである。この具体的方法として考えられた案は、(ア)補充立候補届出期間に届け出た者については自書式の方法による、(イ)補充立候補届出期間を繰り上げる、(ウ)選挙期日を延期するの三案であったが、結局、長の選挙については(ウ)の案を採用することとされ、補充立候補の事由が生じたときには選挙の期日を投票用紙の印刷、運搬等に要する必要最小限度の日数だけ延期することとされた。また、議會議員の選挙については(イ)の案によることとされ、選挙の期日は延期されることとされた。(逐条解説 公職選挙法)
- 議会の議員の選挙には、長の選挙の場合のように、選挙期日を延期したりで一定期間の補充立候補を認めるという方式は採られていない。長の選挙の場合と同様に選挙期日を延期する方法も考えられなかつたわけではないが、この場合もいろいろと問題があり、特にその選挙に選挙区が設けられている場合、そのうちの特定の選挙区についてだけ補充立候補の事由を生じたとき、当該選挙区についてだけ選挙期日を延期するわけにもいかず、といつてまた、一選挙区の候補者が死亡したために、他の選挙区にまで影響を与え、全選挙区の選挙期日を延期するということは制度として適当ではなく、結局、選挙期日の延期をせず、ただ補充立候補期間を自書式投票のそれよりも一日短縮し、これによって投票用紙の再調製等にあてようとしたものである。(逐条解説 公職選挙法)

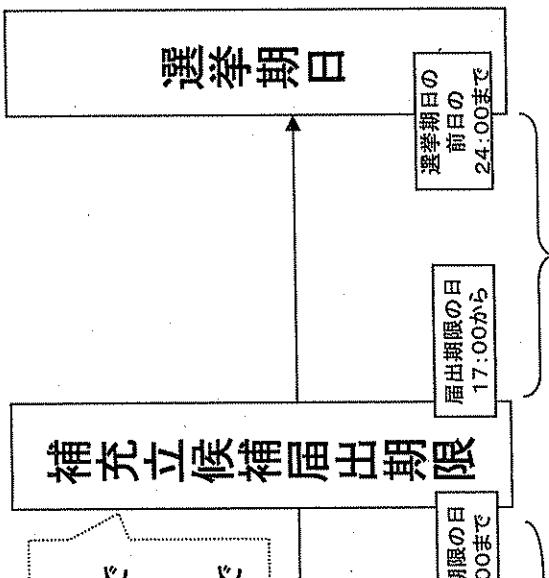
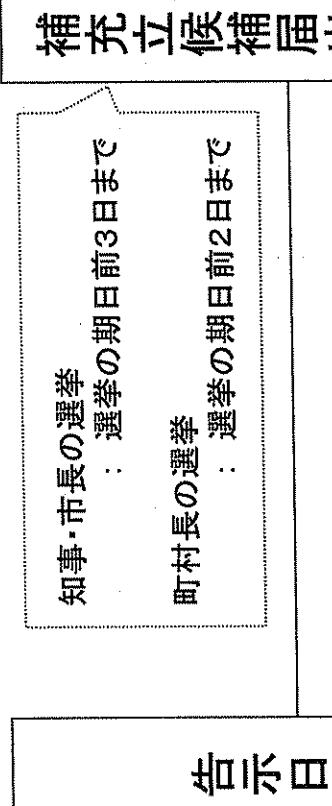
現行の補充立候補制度について(自書式投票)

選挙の種類	一般の補充立候補	選挙期日の延期末に伴う補充立候補
	<p>候補者がその選挙における定数(衆議院小選挙区選出議員、長の選挙の場合1)を超過している場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものをのみ死しなされたときは、既に告示されている選挙期日後5日に当たる日の間に補充立候補を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長の選挙において、候補者が補充立候補届出期間の最終日現在に2人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者が1人を辞したもとのみなされただため候補者が1人となつたときは、既に告示されている選挙期日を延期された選挙の期日前3日まで補充立候補を行うことができる。 	
衆議院(小選挙区選出)議員	選挙の期日前3日まで	
参議院(選挙区選出)議員	選挙の期日前3日まで	
都道府県 市 町村	知事 議員 市長 議員 町村長 議員	選挙された選挙の期日前3日まで
		選挙の期日前3日まで
		選挙の期日前2日まで
		選挙の期日前2日まで

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙、参議院比例代表選出議員の選挙においては、死亡、除名等により名簿登載者でなくなった者の数が名簿届出時の名簿登載者の数の4分の1を超えるに至ったときは、選挙の期日前10日までに、当該名簿登載者でなくなった者の数の範囲内で名簿登載者の補充の届出をすることができます。

地方選挙における補充立候補制度のイメージ(自書式投票)

長の選挙の場合



延期された選挙期日前3日
まで補充立候補を行うこと
ができる

選挙期日の前日までに
候補者が死亡し又は
辞したものとみなされたため
候補者が1人になつたとき

告示されている選挙期日後5日に
当たる日に選挙期日を延期

補充立候補届出期限まで
補充立候補を行うことができる

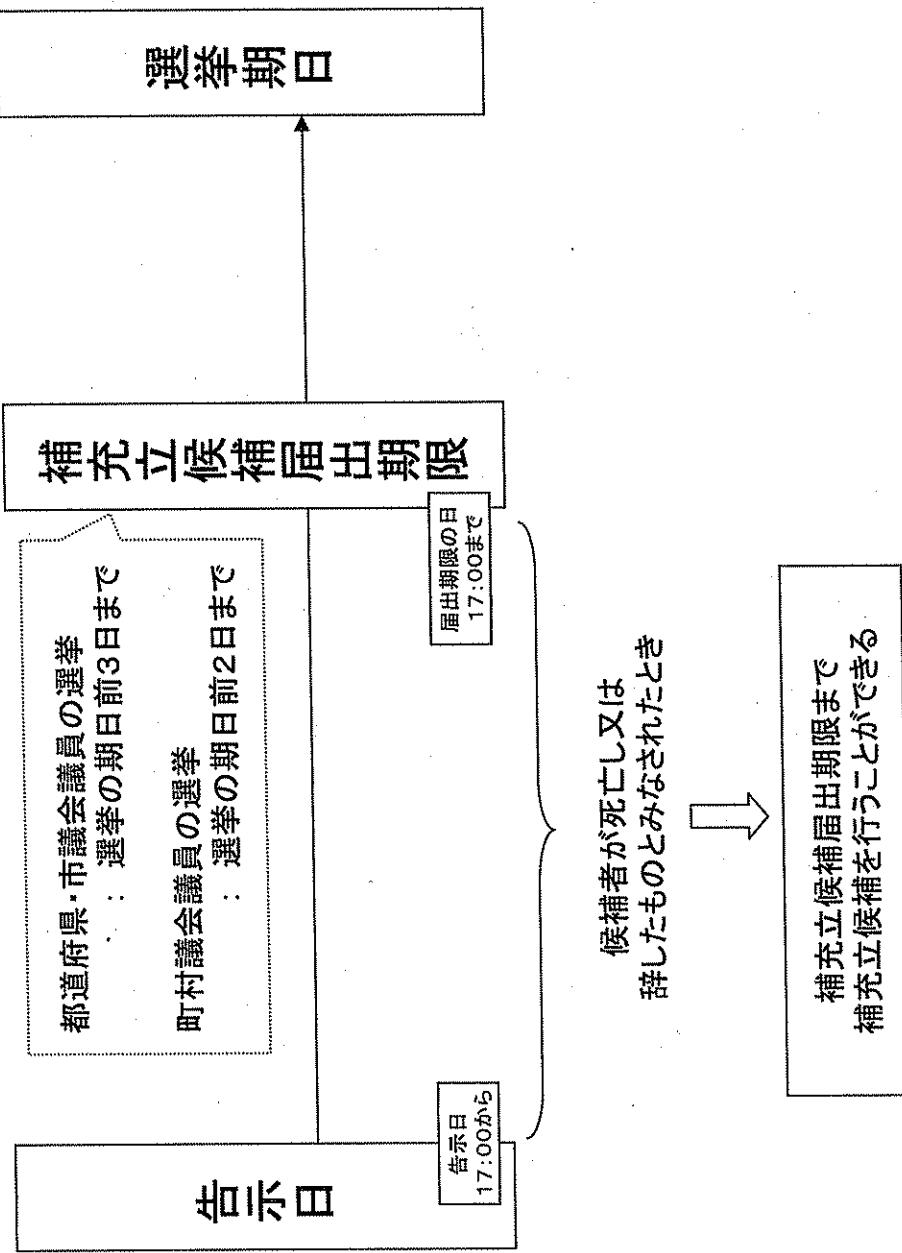
延期された選挙期日

補充立候補届出期限

届出期限の日
17:00まで

地方選挙における補充立候補制度のイメージ(自書式投票)

議員の選挙の場合



補充立候補期日の変遷(自書式投票)

選挙別	根拠法令	衆 法	府県制 市	府 県 制 市	衆 法	都制、道府 県制、市制、 町村制	参法制定	地 方 方 方 法	地 方 自 治 法 正	衆 法	公選法制定	公 選 法	公選法	公 選 法	公 選 法		
衆議院	大正14年	大正15年	昭和9年	昭和10年	期日前 2日	期日前 2日	期日前 2日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日	
参議院	全國区 〔57年改正法 により比例 代表〕	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	期日前 3日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日
議員	地方区 〔57年改正法 により選舉 区選出〕	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	期日前 3日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日	期日前 10日
事	事	/	/	/	/	/	/	期日前 2日	期日前 2日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	※期日前 5日の場合	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日
都道府県議會議員	期日前 前日	/	/	/	/	/	/	期日前 2日	期日前 2日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	※期日前 5日の場合	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日
一般市長	/	/	/	/	/	/	/	期日前 2日	期日前 2日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	※期日前 5日の場合	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日
一般市議會議員	/	/	/	/	/	/	/	期日前 2日	期日前 2日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	※期日前 5日の場合	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日
町長	/	/	/	/	/	/	/	期日前 2日	期日前 2日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	※期日前 5日の場合	期日前 2日	期日前 2日	期日前 2日	期日前 2日
町村議會議員	/	/	/	/	/	/	/	期日前 2日	期日前 2日	期日前 3日	期日前 3日	期日前 3日	※期日前 5日の場合	期日前 2日	期日前 2日	期日前 2日	期日前 2日

(注) ※は、地方公共団体の長の選舉において、法第86条第7項の規定により選舉期日が5日延長された場合の補充立候補期日を示す。

自書式投票

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）（抄）

（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等）

第八十六条の四 （略）

2～5 （略）

6 地方公共団体の長の選挙については、第一項の告示があつた日に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その日後、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、第一項から第四項までの規定の例により、都道府県知事又は市長の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、当該選挙における候補者の届出をすることができる。

7 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項又は前項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第一百十九条第三項の規定により告示した期日後五日に当たる日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 前項又は第二百二十六条第二項の場合においては、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項から第四項までの規定の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出をすることができる。

9～11 （略）

現行の補充立候補制度について(記号式投票)

* 記号式投票を採用する地方公共団体の選舉については、補充立候補に特例が定められている(公選法46の2②、公選令49の2)。

選挙の種類	制度概要	
① 当初届出の候補者が2人以上ある場合は、下記左欄に掲げる日に選挙期日を延期(ただし、当初の選挙期日後下記左欄に掲げる日にに選挙期日を延期したときは、その当たる日まで)	①により選挙期日が延期された後、当初届出の候補者と補充立候補者とを合わせて2人以上ある場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞めたものとみなされたときは、下記左欄に掲げる日に選挙期日を延期なったときは、下記左欄に掲げる日に選挙期日を延期	①②ともそれぞれ下記右欄に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。
選挙の長	延期される選挙の期日 【当該選挙長の(候補者の死亡等の) 告示日後】	選挙期日の延期に伴う 補充立候補の届出期限 【延期された選挙の期日前】
都道府県知事	17日	15日
指定都市の長	14日	12日
指定都市以外の市の長	7日	5日
町村長	5日	3日
議員の選挙	候補者がその選挙における定数を超えている場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、下に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる。	
都道府県議会議員		選挙の期日前4日まで
市議会議員		選挙の期日前4日まで
町村議会議員		選挙の期日前3日まで

地方選挙における補充立候補制度のイメージ(記号式投票)

長の選挙の場合

告示日

告示日
17:00から

選挙期日

期日の
7:00まで

当初届出の候補者が死亡し又は
辞したものとみなされたとき



選挙期日を政令で
定める日に延期

*回数制限なし

政令で定める日

「選挙期日を延期する日」
候補者の死亡等の告示(法86の4⑪)
があるたび日後次の区分による日にあ
たる日

都道府県知事：17日
指定都市の長：14日
その他の市長：7日
町村長：5日

「補充立候補届出期限」
都道府県知事：選挙期日前15日
指定都市の長：選挙期日前12日
その他の市長：選挙期日前5日
町村長：選挙期日前3日

延期さ
れた
選挙期日

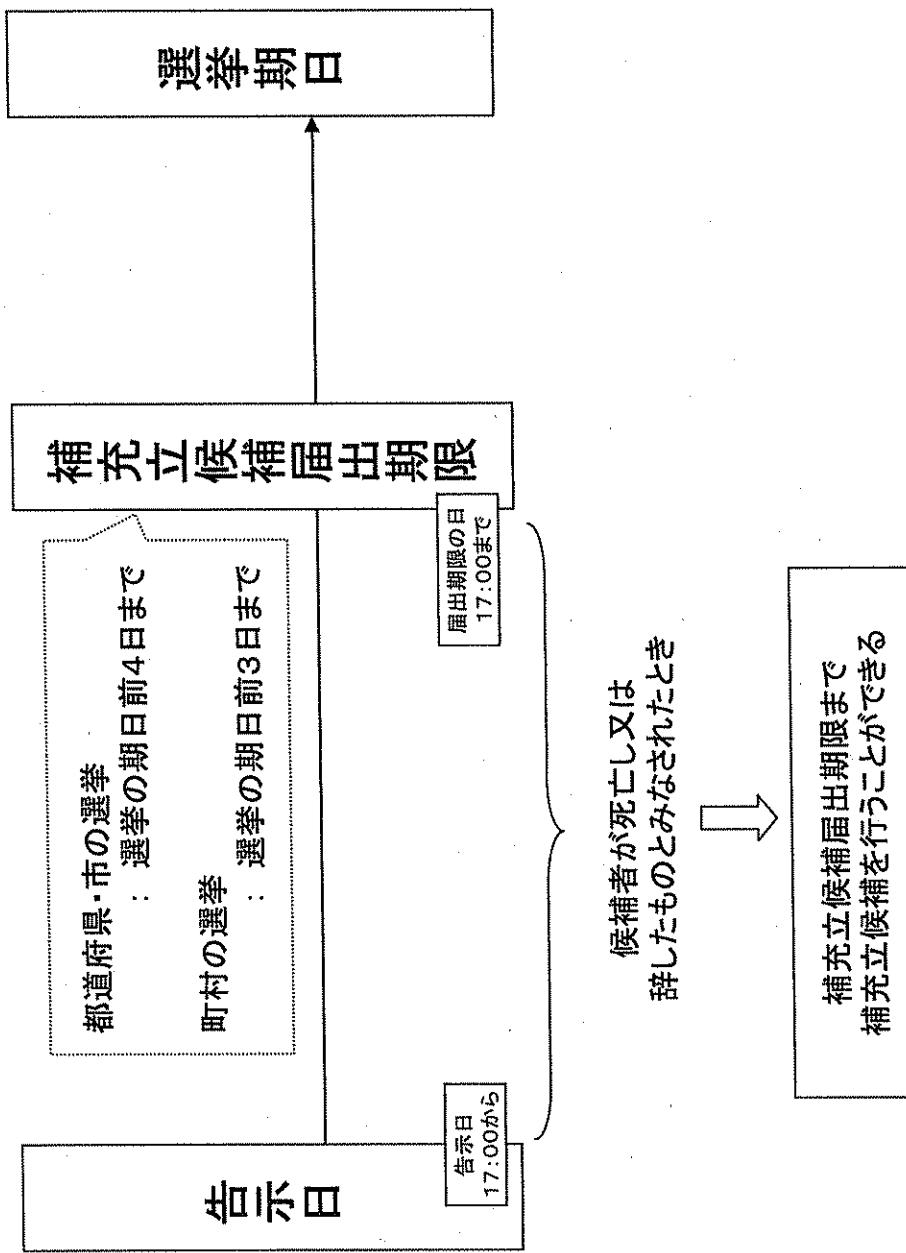
延期の告示があつた日から
選挙期日の前日の
24:00まで

選挙期日を政令で
定める日に延期

*1回のみ

地方選挙における補充立候補制度のイメージ(記号式投票)

議員の選挙の場合



補充立候補期日の変遷(記号式投票)

選挙別 根拠法令	昭和37年改正法 同年改正令		昭和45年改正法 同年改正令		昭和58年改正令		平成4年改正令	
	延期される選挙の期日(選挙長の告示日後)	補充立候補期日(延期された選挙の期日前)	延期される選挙の期日(選挙長の告示日後)	補充立候補期日(延期された選挙の期日前)	延期される選挙の期日(選挙長の告示日後)	補充立候補期日(延期された選挙の期日前)	延期される選挙の期日(選挙長の告示日後)	補充立候補期日(延期された選挙の期日前)
知事	法86⑥の場合 15日	12日	24日	22日	20日	18日	17日	15日
指定都市の長	法86⑦の場合 10日	7日	19日	17日	15日	13日	14日	12日
一般市の長	法86⑥の場合 6日	5日	9日	7日	5日	7日	5日	5日
町村長	法86⑥の場合 5日	4日	6日	4日	5日	3日	5日	3日
都道府県議会議員 市議会議員					選挙の期日前4日			
町村議会議員					選挙の期日前3日			

※ 法86⑥の場合:公職選挙法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた同法第86条の4第6項に規定する場合
※ 法86⑦の場合:公職選挙法第46条の2第2項の規定により変更して適用することとされた同法第86条の4第7項に規定する場合

記号式投票

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第四十六条の二による読替（抄）

(傍線の部分は読替部分)

読替後

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条の四 (略)

254 (略)

5 参議院（選挙区選出）議員又は地方公共団体の議会の議員の選挙については、第一項の公示又は告示があつた日に届出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員の定数を超える場合において、その日後、当該候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したものとみなされたときは、前各項の規定の例により、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県若しくは市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日前四日までに、町村の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、当該選挙における公職の候補者の届出をすることができる。

6 地方公共団体の長の選挙については、第一項の告示があつた日に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その後、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、選挙の期日は政令で定める日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

読替前

(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)

第八十六条の四 (略)

254 (略)

5 参議院（選挙区選出）議員又は地方公共団体の議会の議員の選挙については、第一項の公示又は告示があつた日に届出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員の定数を超える場合において、その日後、当該候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したものとみなされたときは、前各項の規定の例により、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県若しくは市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、当該選挙における公職の候補者の届出をすることができる。

6 地方公共団体の長の選挙については、第一項の告示があつた日に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その後、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、第一項から第四項までの規定の例により、都道府県知事又は市長の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前一日までに、当該選挙における候補者の届出をすることができる。

7 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項又は前項の規定により選挙の期日を延期した場合における次項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、政令で定める日

に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 前二項又は第百二十六条第二項の場合においては、その告示があつた日から政令で定める日までに、第一項から第四項までの規定の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出をすることができる。

9 ～ 11 (略)

7 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項又は前項の規定により届出のあつた候

補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が一人となつたときは、選挙の期日は、第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した期日後五日に当たる日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 前項又は第百二十六条第二項の場合においては、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項から第四項までの規定の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出をすることができる。

9 ～ 11 (略)

公職選挙法施行令（昭和一十五年政令第八十九号）（抄）

（記号式投票による選挙の選挙期日の延期等）

第四十九条の二 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第六項に規定する政令で定める日は、法第八十六条の四第十一項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日後次の各号の区分による日に当たる日とする。ただし、その日が法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第一百十九条第三項の規定により告示した期日後次の各号の区分による日に当たる日後となる場合においては、当該当たる日とする。

一 都道府県知事の選挙にあつては、十七日

二 指定都市の長の選挙にあつては、十四日

三 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、七日

四 町村長の選挙にあつては、五日

2 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第七項に規定する政令で定める日は、法第八十六条の四第十一項の規定により候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したものとみなされた旨の告示があつた日後前項各号の区分による日に当たる日とする。

3 法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされた法第八十六条の四第八項に規定する政令で定める日は、次の各号の区分による日とする。

一 都道府県知事の選挙にあつては、その選挙の期日前十五日

二 指定都市の長の選挙にあつては、その選挙の期日前十二日

三 指定都市以外の市の長の選挙にあつては、その選挙の期日前五日

四 町村長の選挙にあつては、その選挙の期日前三日

4 (略)